

◆ 滑川市企業立地助成金一覧 ◆

助成対象	土地・建物・設備取得等							物流業務施設立地
根拠 例規	市	滑川市工業振興条例、同施行規則						
	県	富山県企業立地助成金交付要綱						
対象業種	ア) 製造業 イ) ソフトウェア業（受託開発、組込み、パッケージ、ゲーム） ウ) デザイン業 エ) 情報サービス関連産業（通信業、情報サービス業（ソフトウェア業を除く）、インターネット附随サービス業（映像情報制作・配給業）、コールセンター業） オ) ア～エに関連する研究事業（市単独のみ） カ) ア～オに掲げる事業のほか、成長産業分野の事業として市長が特に認めるもの							ア) 製造業 イ) 道路貨物運送業 ウ) 倉庫業 エ) こん包業 オ) 卸売業 カ) 小売業
対象区域	都市計画法第8条第1項に規定する工業専用地域、工業地域及び準工業地域並びに市長が特に必要と認める地域（県要綱での区域指定なし）							高速道路インターチェンジ、 鉄道貨物駅、港湾、漁港、 空港、流通業務団地、 工業団地及び卸売市場の 周辺5kmの区域内
助成区分	【市単独補助】 工業振興事業補助金	【市単独補助】 新成長産業研究施設立地奨励金	【県助成併用】企業立地助成金					
	新設・増設		企業立地奨励事業			先端産業立地奨励事業	本社機能施設等 移転奨励事業	【県助成併用】 物流業務施設立地助成金
助成要件	2,500万円以上 (土地、家屋は条件あり)	1億円以上	★5億円以上 (非製造業は 5,000万円以上)	50億円以上 又は 60人以上	100億円以上 100人以上	左記の助成金の 交付があること	5,000万円以上	5億円以上
	3人以上	5～14人	15～29人	30人以上 (デザイン業は 5人以上)	10人以上 (デザイン業は 5人以上)		5人以上 (中小企業は 1人以上)	10人以上
	その他	富山県企業立地助成金交付要綱 の適用を受けていないこと	富山県新成長産業研究拠点強化助成金 交付要綱の適用を受けていること	富山県企業立地助成金交付要綱 の適用を受けていること				富山県物流業務施設 立地助成金交付要綱 の適用を受けていること
助成金の額	投下固定資産に係る 固定資産税相当額	投下固定 資産額の 7.5%	投下固定 資産額の 10%	投下固定 資産額の 10%	次に掲げる投下固定資産額の区分に応じ、それぞれ次に 掲げる助成率を投下固定資産額に乘じて得た額の合計額 ア 100億円以下 10% (非製造業は5%) イ 100億円超 2% (非製造業は1%) ウ 5,000万円以上 5% (デザイン業に限る) ※1 製造業以外であっても市長が特に必要と認める場合は、製造業の助成率を適用する	投下固定資産額の 10%	投下固定資産額の 10% (事業所移転費、 従業員転居費は 50%)	投下固定資産額の 5% (特認の場合は 30億円)
限度額	5,000万円 (3年以内で分割交付)	7,500万円	1億円	2億5,000万円	2億円 (非製造業は 1億円) 5億円 (非製造業は 2億5,000万円) 30億円 (非製造業は 15億円) ※2 製造業については、製造業の助成率を適用する製造業以外のもの（※1）を含む	10億円	5億円 (特認の場合は 30億円)	1億円

- ・サプライチェーン再構築・市内回帰奨励事業（海外の自社工場で生産又は海外の取引先から輸入していた製品・部素材を、市内の自社工場での生産に切り替える事業等）は、★の投下固定資産額の助成要件を1/2に緩和します。
- ・通算限度額は、1工場敷地あたり10億円（大規模特認又は先端産業立地奨励事業を含む場合は50億円）とします。
- ・新成長産業研究施設立地奨励金は、市への申請前に、県に別途申請が必要です。
- ・企業立地助成金、物流業務施設立地助成金は、県・市で1/2ずつ負担し、市から企業へ分割交付します。
- ・上記のほか、県では、民間研究所の新・増設への助成、事業所の賃借等に対する助成（IT・オフィス系企業立地助成金）、ものづくり産業の見学・体験施設等を整備する場合の助成などもあります。